

徳島勤労者福祉サービスセンター



産前産後・育児休業期間中の会費を

キャッ**=/**ュJじッ*'*フ!





かんたん 3 STEP 申請手順

- (ⅰ) 産前産後・育児休業に伴う届出書を送付(メール /FAX/郵送)
- ② 休業終了後に**会費払い戻し申出書**を送付(メール /FAX/ 郵送)
- ③ 対象者の休業期間中の会費を事業所にキャッシュバック!

会員事業所の皆様へのお願い

- 対象者の休業期間(上限1年間)中、退会手続きをしないでください。
- 対象者の休業前に「●届出書」、休業終了後には速やかに「❷申出書」をご提出ください。
- ※産前産後・育児休業に伴う●届出書のご提出が、休業開始後となった場合は、**受理した日**をもって休業を開始した日とみなします。
- ※キャッシュバックの**上限は休業1年間分**といたします。(休業開始月から休業終了月までの間)



2024年4月1日より前に 既に休業に入っている方には 適用されません。



産前産後・育児休業が決まったら今すぐ届出!

1 届出書						記入年月日			月	日
						この手続きをご担当いただく方				
事業所番号					部署		りがな 名前			
事業所名			(EI)		連絡先	l				
会員番号										
会員氏名										
出産予定日	年	月	目	休業開	始日	年	月		日	
休業期間(予定)	年	月	日 ~	:	年	月	B			

※以下の欄はあわ~ず徳島(徳島勤労者福祉サービスセンター)が使用します。この欄には何も記入しないでください。

受付年月日	検 印	処 理	担当	備考
年 月 日	1			